

関市地域包括支援センター運営業務委託公募型プロポーザル実施に係る質問・回答

	質 問	回 答
1	<p>タイトル：提出資料の確認について</p> <p>資料4・5について</p> <p>当法人では、複数の市町村にわたり、児童・高齢者・障がい者福祉事業を運営しております。つきましては、各事業所の資料を個別に提出するのではなく、全事業所の内訳を記載した一覧表を含めた、法人全体としての資料を提出させていただいても差し支えないでしょうか。</p>	<p>法人全体としての資料の提出で基本的には問題ありません。なお、関市内において実施している介護保険法第8条第1項の居宅サービス(福祉用具貸与及び特定福祉用具販売のみは除く。)、同条第14項の地域密着型サービス、同条第24項の居宅介護支援又は同条第26項の施設サービスについては、事業計画など概要が確認できる書類の提出をお願いします。</p>
2	<p>タイトル：提出資料の確認について</p> <p>資料6について</p> <p>当法人では、法人全体で共通の就業規則は定めておりません。当包括支援センターの就業規則を提出させていただいてもよろしいでしょうか。</p>	<p>包括支援センターの就業規則の提出で問題ありません。</p>
3	<p>タイトル：提出資料の確認について</p> <p>資料7について</p> <p>当法人は、法人本部として岐阜県健康福祉部健康福祉政策課実施の社会福祉法人の実施指導監査を受検しております。つきましては、この監査の結果通知及び改善報告書の提出を、「法人所轄庁による監査結果通知・改善報告書」の提出とさせていただいてよろしいでしょうか。</p>	<p>岐阜県健康福祉部健康福祉政策課実施の社会福祉法人の実施指導監査を受検している場合は、当該監査に係る書類を提出してください。</p>
4	<p>タイトル：2委託期間中（5年間）の物価高騰等が発生した場合の委託料の増額について</p> <p>委託期間が3年間から5年間に長期化されたことで、委託期間中に物価高騰や燃料費高騰等の影響により当初見込んだ予算額を大きく超過することが想定されます。その場合、関市が単年度ごとに業務委託料精算額を精査する場を設けると共に委託契約の変更等により予算超過分を上乗せすることが可能か。</p>	<p>市は、燃料費及び光熱費について、毎年度一定の上昇を前提として提案上限額を積算しています。なお、契約期間中において、当初の想定を大きく超える物価変動等が生じた場合には、仕様書Ⅲ その他の「5事情変更」に則り、契約金額の増減の変更について協議を通じて検討いたします。その結果、予算措置が必要と判断される場合は、適切に予算案を議会に諮る手続きを進めます。</p>

関市地域包括支援センター運営業務委託公募型プロポーザル実施に係る質問・回答

	質 問	回 答
5	<p>タイトル：センター長業務の兼務について</p> <hr/> <p>センター長は、包括業務以外（法人内業務）に従事する者を兼務で任命することも可能か。 また、資格は問わないという理解で良いか。</p>	<p>【質問1】 センター長を法人内業務に従事する職員を兼務で任命することは可能か。 （回答） 仕様書Ⅰの「3業務の管理」に、センター長のセンター運営全般にわたる責任を明示しています。センター長は、センターの日常業務などを十分に理解していなければ、適切な判断や指示が難しくなる可能性があります。また、ベースの勤務場所が法人本部等である職員は、苦情への迅速な対応や緊急対応ができない可能性があります。以上のことから、センター長は、基本的にセンターに在籍する職員であることが望ましいと考えます。仮に、法人内業務に従事する職員がセンター長を兼務する場合は、センター長業務に支障が出ない範囲であること、センター業務に関する十分な理解があることが必要です。 なお、市では、これまでのセンター運営状況を踏まえ、センターに配置される基本3職種のいずれか1名が兼務することを基本としています。そのうえで、センター長としての職責に伴う負担を考慮し、委託料には「センター長手当」を別途計上して提案上限額を積算しています。</p> <p>【質問2】 センター長の資格は問わないという理解で良いか。 （回答） 基本3職種とは別にセンター長を配置する場合、国の基準において資格そのものは必須要件とされていません。一方で、市としては、センター長が基本3職種の資格を有していることが、専門職である職員への適切な指導や助言、地域住民への質の高いサービス提供を統括するうえで望ましいと考えています。なお、3職種の資格がない職員をセンター長として配置する場合は、センター長に求められる十分な知識、スキル、マネジメント能力を培ってこられたことを具体的に示していただくことで、市の求める要件に合致するかを総合的に判断させていただきます。</p>